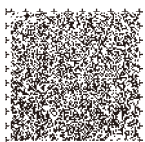
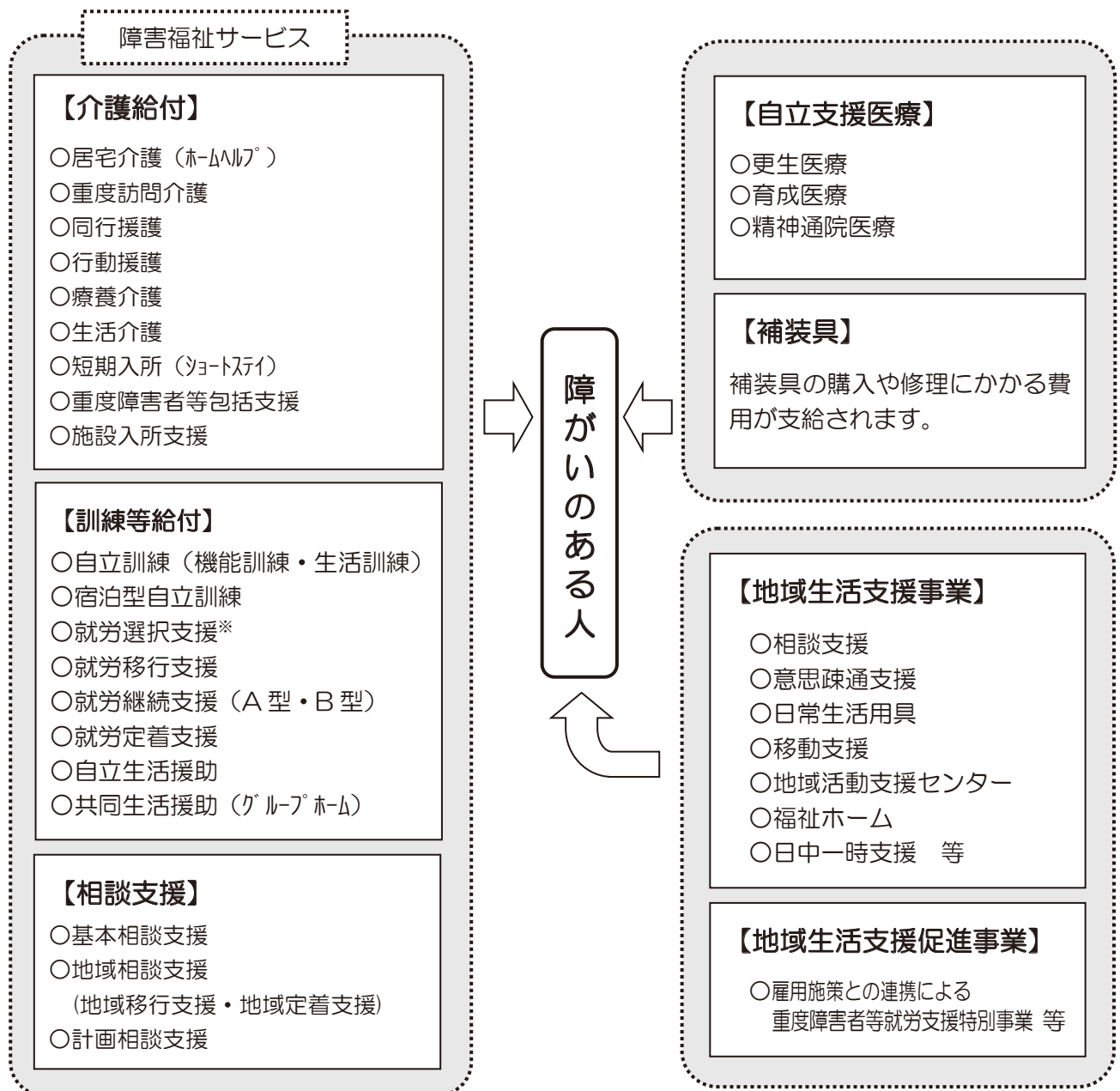


7 障害者総合支援法のサービスについて

1 障害者総合支援法のポイント

- 身体・知的・精神の三つの障がい福祉制度を一元化
- 障がいのある人がもっと「働ける社会」に
- 利用者本位のサービス体系に再編
- 支給決定の手続きや基準の透明化，明確化
- サービス費用をみんなで支え合う（国と北海道の費用負担の義務化，利用者の応能負担）
- 障がい者の範囲に難病を加える。

2 障害者総合支援法の給付・事業



※「就労選択支援」は、令和7年10月に新たに創設される障害福祉サービスです。

3 障害福祉サービスについて

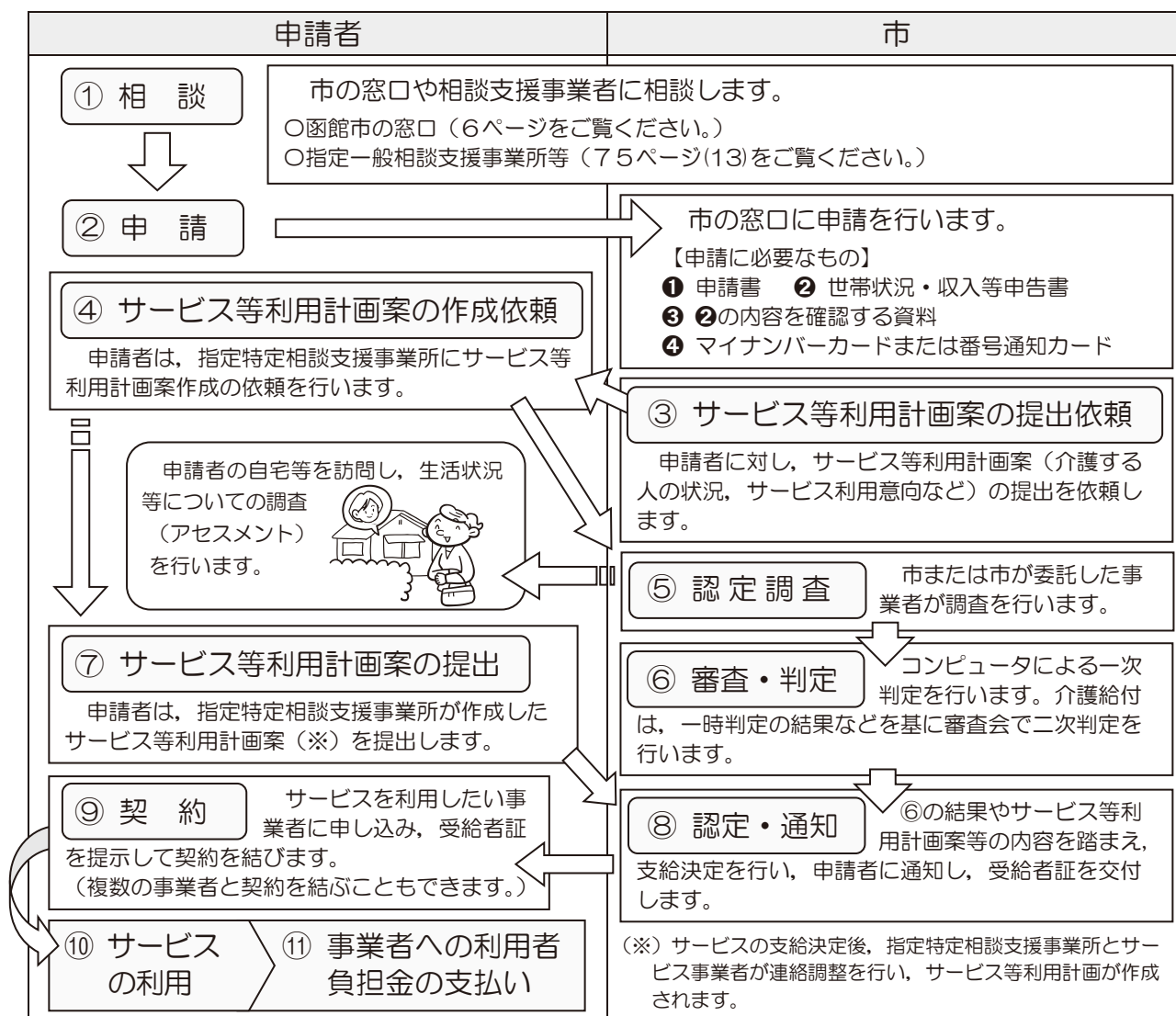
(1) サービスの内容

障害福祉サービスの内容は次に掲げるとおりです。これらのサービスを利用するためには、申請をして支給決定を受ける必要があります。

区分	サービス名	サービス内容
訪問系サービス	居宅介護 (ホームヘルプ)	入浴や排泄、食事の介護など、自宅での生活全般にわたる介護を行います。
	重度訪問介護	常時介護を要する方に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的に行います。
	同行援護	視覚に障がいがある方に、外出時の移動の支援や外出先において必要な視覚的情報の支援などを行います。
	行動援護	行動が困難で常に介護の必要な方に、外出時の移動の支援や、危険回避のための援護などを行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要度がとても高い方に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。
	就労定着支援	就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した方の就労に伴う生活上の支援やニーズに対応できるよう支援を行います。
	自立生活援助	障害者支援施設等から、一人暮らしへ移行を希望する知的障がいや精神障がいのある方に、理解力や生活力等を補う支援を行います。
日中活動系サービス	短期入所 (ショートステイ)	介護している方の病気などのため、一時的に介護を受けることができないときに、施設に短期間入所できます。
	生活介護	主に日中に障害者支援施設などで介護サービスや、創作的活動の提供を行います。
	療養介護	病院などの施設において、機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助などを行います。
	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	身体機能や生活能力向上のための訓練を、一定期間の支援計画に基づき行います。
	就労選択支援	障がいのある方が就労先・働き方について、より良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択に向けた支援を行います。なお、令和7年10月以降、原則として就労継続支援B型の利用申請前に就労選択支援を利用することとなります。
	就労移行支援・ 就労移行支援（養成施設）	一般就労を希望する方に、知識や能力向上のための訓練などを、一定期間の支援計画に基づき行います。
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等で雇用されることが困難な方に、働く場の提供や、知識や能力向上のための訓練を行います。
居住系サービス	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助または、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
	施設入所支援	障害者支援施設において、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
	宿泊型自立訓練	居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援を行います。
地域相談	地域移行支援	障害者支援施設等に入所している方を、地域における生活に移行するための活動に関する相談や支援を行います。
	地域定着支援	居宅において単身等で生活する方に、常時の連絡体制を確保し、緊急時における相談や支援を行います。



(2) サービスの利用方法



(3) サービスの利用にかかる費用

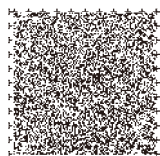
障害福祉サービスを利用する場合の自己負担は、所得等に応じて負担上限額月額が決められています。

【利用者負担に関する配慮】

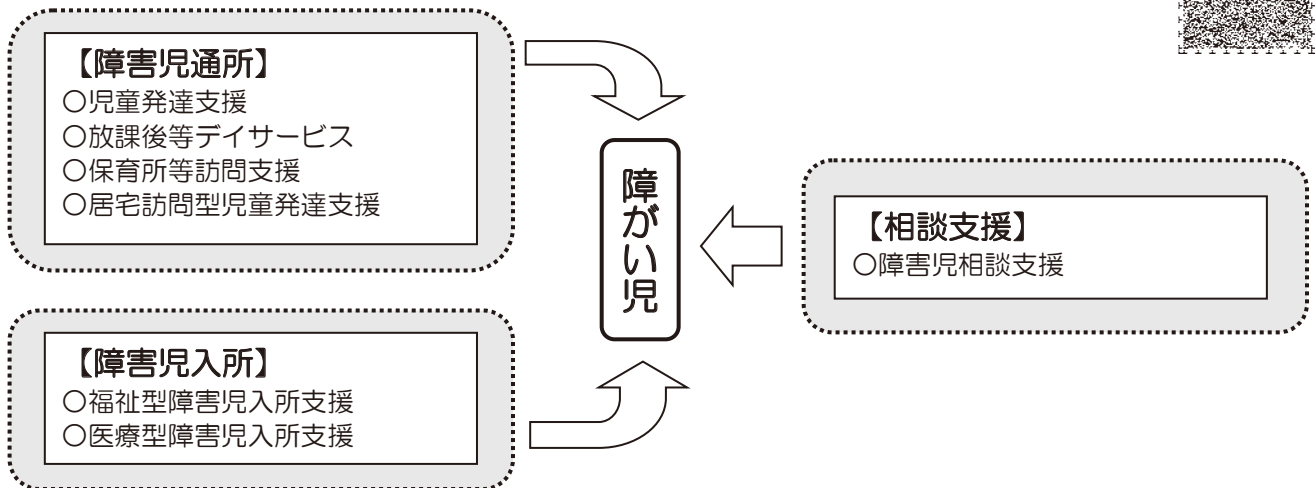
- 同じ世帯に障害福祉サービスを利用する人がほかにもいたり、介護保険サービスと障害福祉サービスを合わせて利用する人がいる場合、世帯で決められた額を超えて支払った場合には、高額障害福祉サービス費が支給されます。
- 障害者支援施設などを利用する場合は、食費や光熱水費などは自己負担となりますが、収入の少ない方は、申請により負担が軽減されます。
- グループホームの入居者に対し、家賃の助成（月額1万円（最大））があります。
※「生活保護」「低所得（市町村民税非課税世帯）」については、利用者負担額はありません。
詳しいことは、下記窓口までお問い合わせください。

窓口

- 身体、知的に障がいのある方と障がいのある児童
障がい保健福祉課 (☎ 21 - 3302 FAX 27 - 2770)
亀田福祉課 (☎ 45 - 5482 FAX 45 - 5486)
- 精神障がいのある方
障がい保健福祉課 (☎ 21 - 3077 FAX 27 - 2770)



4 障がい児のサービスについて



区分	サービス名	サービス内容
障害児通所	児童発達支援	児童発達支援センター，児童発達支援事業所で未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導，集団生活への適応訓練，その他必要な支援や肢体不自由児に治療を行います。
	放課後等デイサービス	通学中の障がい児に対して，放課後や夏休み等の長期休暇中において，生活能力の向上のために必要な訓練，社会との交流促進等を行います。
	保育所等訪問支援	児童発達支援センター等の職員が，幼稚園や保育所にいる児童に対し，専門的な支援を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいの状態にあり，児童発達支援等を受けるための外出が困難な障がい児の居宅に訪問し，障がい児に日常生活における基本的な動作の指導，集団生活への適応訓練等を行います。
障害児入所	福祉型障害児入所支援	施設に入所している障がい児に対して，保護，日常生活の指導および知識技能の付与を行います。
	医療型障害児入所支援	施設に入所または指定医療機関に入院している障がい児に対して，保護，日常生活の指導および知識技能の付与並びに治療を行います。
相談支援	障害児相談支援	・障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成します。 ・給付決定後，事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成します。

※ 障害児通所支援（※１）を利用する就学前の児童の兄弟が保育所等（※２）に通う場合または世帯の市民税所得割の合算額が７７，１０１円未満の場合で，当該乳幼児より年齢が上の生計を一にするきょうだいがいる場合に，利用者負担の軽減（多子軽減措置）があります。

※１ 児童発達支援または保育所等訪問支援

※２ 保育所，幼稚園，特別支援学校の幼稚部等

※ 障害児通所支援の利用方法については，２８ページをご参照ください。

※ 障害児通所支援（※３）を利用する満３歳になった年度の翌年度の４月１日から小学校就学まで利用者負担が無償化されます。詳細については，下記窓口までお問い合わせください。

※３ 児童発達支援，居宅訪問型児童発達支援または保育所等訪問支援

詳細については，下記窓口までお問い合わせください。



障がい保健福祉課
亀田福祉課

(☎ 21 - 3302, 3077
(☎ 45 - 5482

FAX 27 - 2770)
FAX 45 - 5486)

